

令和5年12月12日
総務部 経理課

令和5年度第1回 江東区入札監視委員会の開催状況について

1 入札監視委員会の概要

(1) 経緯

令和4年7月に発生したあっせん収賄事件を受けて設置した、江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会において策定した「契約にかかる不正行為等防止策」において、令和5年度より入札監視委員会（第三者機関）を設置することとした。

(2) 設置の目的

区が発注する契約の入札・契約の過程や内容について、第三者が点検を行うことで透明性や公正性を確保するとともに、不当な圧力や不正行為を排除し、入札及び契約事務の公正な執行を図る。

(3) 審議内容

- ・入札及び契約手続きの運用状況についての報告を受けること
- ・委員会が指定した契約に関し、競争入札にかかる資格や指名の理由、経緯について審議を行い、区に対し意見の具申を行うこと
- ・その他入札及び契約手続きにおける透明性や公正性を確保するために必要な事項について審議を行い、区に対し意見の具申を行うこと

(4) 委員

氏名	資格	委嘱期間
一條 義治	大学教授	令和5年10月4日から 令和7年10月3日まで (2年間)
芝田 麻里	弁護士	
新井 康友	公認会計士	

2 令和5年第1回 入札監視委員会の概要

(1) 開催日

令和5年10月4日（水）

(2) 開催場所

江東区文化センター6階第5会議室

(3) 議題

- ① 委員長の互選について
- ② 江東区の入札・契約制度について
- ③ 契約にかかる不正行為等防止策の取組状況について
- ④ 抽出案件の審議について

(3) 議事内容 (抜粋)

② 江東区の入札・契約制度について

委員の質問・意見等	区の説明・回答
○ 物品において、令和5年度から希望型指名競争入札案件の一部で行っている予定価格の事前公表は、秘密情報を不正に入手しようとする働きかけの防止に有効と考えるが、今後、さらに公表の対象を拡大していく考えはあるか。	○ 工事と異なり、物品は発注を毎年度行う案件が非常に多く、予定価格を一度公表してしまうと、翌年度以降の予定価格を類推されやすいという懸念がある。そのため、予定価格公表の対象拡大については、令和5年度に実施した事前公表の影響等を検証しながら、慎重に検討していく必要がある。
○ 資料に記載の平均落札率について、予定価格を公表していない物品についても、審議内容充実のため委員会に提示したとの説明であったが、特段の支障がなければホームページ等にも掲載して、一般向けに公表をしてはどうか。	○ 物品については、一部の案件を除いて予定価格を公表していないため、個別の案件の落札率を記載することはできないが、平均落札率については、契約の透明性を一層向上させる観点から、区ホームページで公表することとしたい。

③ 契約にかかる不正行為等防止策の取組状況について

委員の質問・意見等	区の説明・回答
○ 希望型指名競争入札案件のうち、庭園・緑地管理の「豊洲・東雲・新木場地区公園緑地等管理委託」の落札率が29.99%となっているが、このように応札額が極めて低い場合、経理課として評価や分析などを行っているのか。	○ 予定価格に対して応札額が極めて低い場合は、応札業者にヒアリング等を行い、仕様書の理解に誤認がないか、確実に履行が行えるのかなどを確認した上で、契約を締結している。

④ 抽出案件の審議について

委員の質問・意見等	区の説明・回答
○ 各委員が専門性を発揮しながら審議を行い、入札・契約制度の改善に繋げていくためには、案件をランダムに抽出するのではなく、検討課題を設定して契約案件を抽出する方法が望ましい。そのため次回は、令和5年度から物品に導入された希望型指名競争入札案件の中から抽出を行い、成果と課題を洗い出していくこととしたい。	○ 委員会決定のとおりとし、資料の準備等を進めていく。

(4) 今後の予定

令和5年12月 区ホームページで委員会資料と議事概要を公表

令和6年1月 令和5年第2回 入札監視委員会